

建設業許可申請等に係る建設業法改正の概要（令和2年10月1日施行）

【神奈川県県土整備局事業管理部建設業課】

1 許可の基準（許可を受けるための要件）の改正

- 建設業の許可要件のうち、「経營業務の管理能力」についての要件が、次のとおり改正されました。

【建設業の許可要件】

次の項目に掲げる要件を全て備えていること

- (1) 【改正前】 「経營業務の管理責任者がいること」

↓

【改正後】 「経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること」【法第7条第1号】

- (2) 専任技術者を営業所ごとに置いていること（専任技術者）
(3) 暴力団関係企業等、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかな者でないこと（誠実性）
(4) 請負契約を履行するに足る財政的基礎又は金銭的信用を有していること（財産的基礎等）
(5) 欠格要件に該当しないこと

○ 許可要件(1)：「経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有すること」とは

次の1及び2の要件を満たすもの【省令第7条】と規定されました。

- 1 適切な経営能力を有すること【省令第7条第1号】
2 適切な社会保険に加入していること【省令第7条第2号】

経営体制の適正性が要件となっています

1 適切な経営能力を有すること【省令第7条第1号】

常勤役員等のうち一人が、次のイ(1)からロ(2)のいずれかに該当する者であること

根拠区分	要件
イ(1)	○ 建設業に関し、5年以上経營業務の管理責任者(以下「経管」という。)としての経験を有する者
イ(2)	○ 建設業に関し、5年以上経管に準ずる地位(経營業務を執行する権限の委任を受けた執行役員)にある者として、経營業務を管理した経験を有する者
イ(3)	○ 建設業に関し、6年以上経管に準ずる地位にある者として、経管を補助する業務に従事した経験を有する者
ロ(1)	○ 建設業に関する2年の役員等としての経験を含む、5年以上建設業に関する財務管理、労務管理又は業務運営の業務を担当する役員等又は役員等に次ぐ職制上の地位にある者としての経験を有する者 ○ 直接に補佐する者(以下「補佐者」という。)として、次の全ての者を置くこと。 a 建設業の財務管理の業務経験5年を有する者 b 建設業の労務管理の業務経験5年を有する者 c 建設業の業務運営の業務経験5年を有する者
ロ(2)	○ 建設業に関する2年の役員等としての経験を含む、5年以上(建設業に限らず)役員等としての経験を有する者 ○ 補佐者を置くこと。(上記a~cの全ての者)

<注意事項>

※ 改正法施行前、いわゆるイ該当、ロ該当で経管の要件に該当した方は、新要件イ(1)に該当します。

改正前	改正後
旧イ該当(許可を受けようとする業種5年)	新イ(1)該当(建設業5年)
旧ロ該当(建設業6年)	
旧経管に準ずる地位【執行役員】(許可を受けようとする業種5年又は建設業6年)	新イ(2)該当(建設業5年)
旧経管に準ずる地位【補佐経験】(許可を受けようとする業種6年)	新イ(3)該当(建設業6年)

一部、要件緩和

- ※ 新要件ロ(1)・(2)で置くべき補佐者の5年の業務経験(財務管理、労務管理、業務運営)は、1人が複数の業務経験を兼ねることができます。また、兼ねていた期間の経験は、それぞれの業務経験の期間として計算できます。(重複可)
- ※ 要件を備えている場合は、同一営業所内に限り、常勤役員等と専任技術者、直接補佐者と専任技術者は兼ねることができます。(ロ(1)・(2)の常勤役員等と直接補佐者は兼ねることはできません。)
- ※ 当該許可要件は、令和2年10月1日以降の申請、変更届出等に適用されます。従来の経管、令和2年10月1日以降届出後の常勤役員等及び補佐者が変わる場合、変更後2週間以内に要件に適合する新たな方への変更届が必要です。(役員退任、退職等で後任が不在となった場合は要件の欠如として取消し事由(法第29条第1項第1号)となります。)
- ※ 上記イ(1)～ロ(2)の常勤役員等の要件は、過去の経験に対するものであり、申請時には常勤の役員又は個人事業主(支配人)であることが必要です。
- ※ 上記イ(1)～ロ(2)の常勤役員等、補佐者の要件は、要件を満たしていることを当時の書類で裏付けが確認できることが必要です。(許可業者での過去の経験等、裏付け資料を省略できる場合があります。(従来の証明方法を踏襲))

■ 申請書類(様式が変わっています)、確認資料等については、別紙1～4をご参照ください。

2 適切な社会保険に加入していること【省令第7条第2号】

社会保険については、これまで加入状況の提出及び変更届出が必要とされてきましたが、令和2年10月1日より、適切な社会保険加入が建設業許可を受ける(継続する)ための要件となりました。

●適切な保険			: 事業主に従業員を加入させる義務があるもの			適切な保険の範囲
事業所の形態	事業所の常用労働者の数	勤労形態	雇用保険	医療保険(いずれか加入)	年金保険	
法人	1人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	—	役員等	—	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	医療保険及び年金保険
個人事業主	5人～	常用労働者	雇用保険※2	・協会けんぽ ・健康保険組合 ・適用除外承認を受けた国民健康保険組合(建設国保等)※1	厚生年金	3保険
	1人～4人	常用労働者	雇用保険※2	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	雇用保険(医療保険と年金保険については個人で加入)
	—	事業主、一人親方	—	・国民健康保険 ・国民健康保険組合(建設国保等)	国民年金	(医療保険と年金保険については個人で加入)※3

※ 年金事務所において健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。(この場合は、協会けんぽに加入しなおす必要はない。)
適用除外承認による国民健康保険組合への加入手続きについては日本年金機構のホームページを参照。
※ 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用か否かを問わない。

※3 但し、一人親方は請負としての働き方をしている場合に限る

<注意事項>

- ※ 当該許可要件は、令和2年10月1日以降の申請、変更届出等に適用されます。従来からの許可業者は、有効期間内については、変更がない限り適用されません。現在許可業者の方で、加入すべき社会保険に未加入の場合は、次の申請までに加入手続を行ってください。
- ※ 令和2年10月1日以降、加入状況を変更した場合、変更後2週間以内に変更届の提出が必要となります。ただし、変更の内容が従業員数のみの場合は、毎事業年度経過後4か月以内に変更届を提出します。
- ※ 令和2年10月1日以降、適用除外の許可業者が新たに従業員を雇用した場合等に適切な保険に未加入となった場合は要件の欠如として取消し事由(法第29条第1項第1号)となります。社会保険制度の詳細は、最寄りの年金事務所や公共職業安定所にご確認ください。(手引き P161)

■ 申請書類(様式、記載要領が変わっています)、確認資料等については、別紙5をご参照ください。

2 許可を受けた地位の承継制度の新設

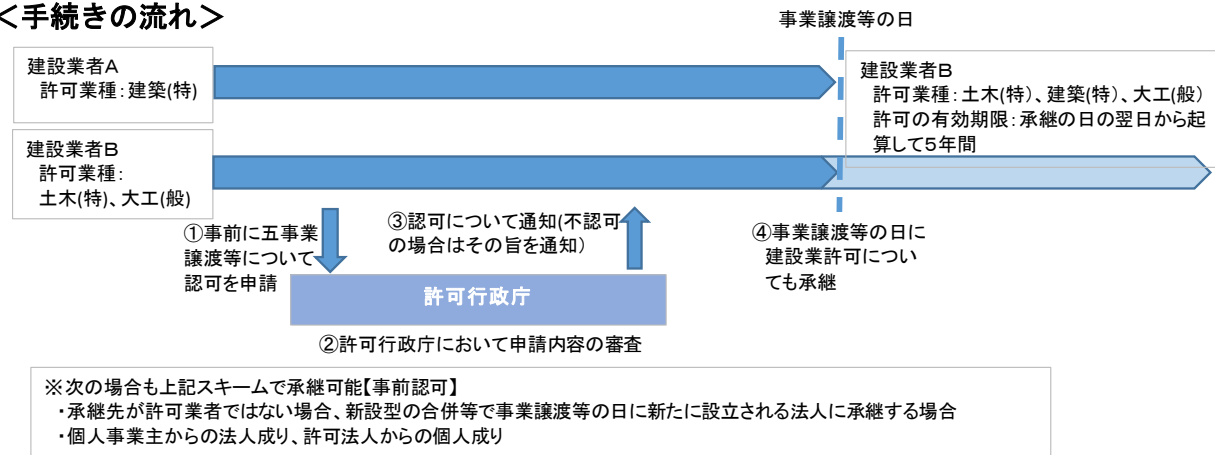
事業承継の規定が整備され、建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割(以下、「事業譲渡等」という。)について、これまで新たに許可を取り直す必要のあったものが、事前の認可を受けることで、建設業の許可を承継することが可能となりました。また、相続についても、建設業者の死亡後 30 日以内に申請を行い認可を受けたときは、建設業の許可を承継することが可能となりました。

(1) 事業譲渡等（譲渡・譲受け、合併、分割）【法第 17 条の 2、省令第 17 条の 2】

<制度の概要>

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、事前に認可を受ける必要があります。
- ・ 許可に係る建設業の全部の承継を行う場合に対象となります。（一部のみの承継は不可）
- ・ 承継元と承継先がともに許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

<手続きの流れ>



<許可行政庁>（認可申請先）

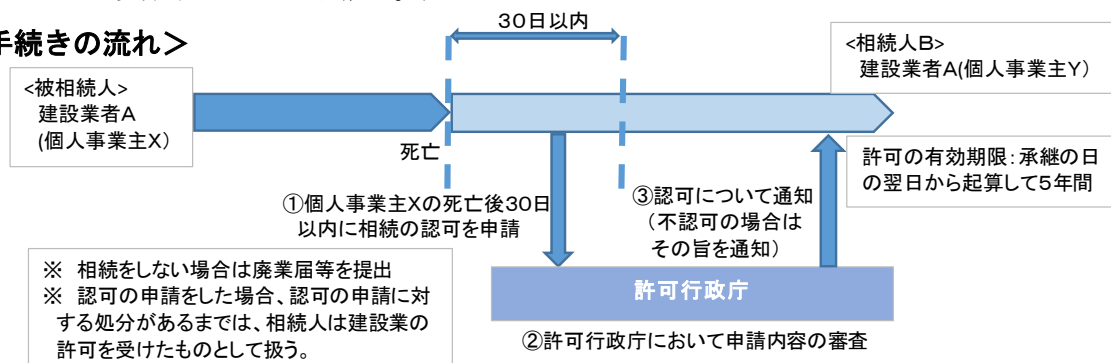
承継元が神奈川県知事許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・神奈川県知事
ただし、承継先が大臣許可業者又は承継元・承継先に大臣及び
他都道府県許可業者が含まれる場合・・・・・・・・・・国土交通大臣

(2) 相続【法第 17 条の 3、省令第 17 条の 3】

<制度の概要>

- ・ 許可を受けた地位を承継するためには、被相続人である個人事業主の死亡後 30 日以内に相続を申請し認可を受ける必要があります。
- ・ 許可に係る建設業の全部の相続を行う場合に対象となります。（一部のみの承継は不可）
- ・ 相続人も許可業者である場合、同一の建設業に関し、一方が特定建設業、一方が一般建設業であるときは、承継の対象外となります。（同一業種でも一般・特定区分が同じなら承継可。あるいは事前に一方を廃業することで承継可。）

<手続きの流れ>



<許可行政庁>（認可申請先）

被相続人が神奈川県知事許可業者・・・・・・・・・・・・・・・・・・神奈川県知事
ただし、相続人が大臣許可業者、又は他都道府県許可業者・・・・・・・・・・国土交通大臣

(3) 申請手数料について

承継の認可申請については、手数料不要です。

(4) 事業承継後の許可の番号及び有効期間の取扱について

承継人が事業承継後に使用する許可番号については、被承継人のものを引き続き使用することとなります。ただし、承継人も建設業者である場合は、承継人が、いずれの許可番号を使用するかを選択することとなります。許可行政庁が変更となる場合（知事から国土交通大臣等）は、変更先の許可行政庁で新たに付番されます。

有効期間については、当該承継の日における承継許可等に係る許可の有効期間の残存期間にかかわらず、承継の日の翌日から起算して、5年間となります。

(5) 承継の範囲について

「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体をいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなります。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、承継することとなります。

一方、法第45条から法第55条までに規定される罰則については、建設業者としての立場にかかわらず、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った被承継人という法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、刑罰については、承継されません。

■ 承継の認可申請書類、添付書類等については、別紙6をご参照ください。